

今月の一言 景観法が施行され2年が経ち、全国で様々な施策や公民協働での景観整備、維持への試みが広がりつつあります。地域の誇りとして大切に育み、地域に活力を与える資産としての景観づくりが重要ではと、映画の「寅さん」が歩く風景を見ながら思いました。(朝倉 博樹)

Topics

- 9月27日に北京、人民大会堂にて『第2回日中省エネルギー・環境総合フォーラム』が開催され、栗山知広常務執行役員が「建築における2050年脱温暖化CO₂半減化シナリオ」について講演しました。
- 国土交通省の「社会資本の整備・管理・更新 PFI 事業のモニタリング及びプロセス等検討調査」プロポーザルで、NSRI が選定されました。

J-SOX 法対応型企業保有資産(CRE)の戦略的マネジメント

学際領域への取組み

1. 内部統制報告制度 / J - SOX法の施行

「内部統制」とは、財務諸表監査の領域で成立してきた概念です。特に財務諸表監査が初めて法定化された米国において COSO (トレッドウェイ委員会組織委員会) 等による内部統制フレームワークの検討が進められ、とりわけ、2001年12月のエンロン社の経営破綻を契機に、会計・監査のみならず企業の健全な方向性を求めて、内部統制を中核としたコーポレート・ガバナンスに関する大改革として、2002年7月に一般の公開事業会社の全てに内部統制報告実務が制度化される米国企業改革法 (SOX法: Sarbanes-Oxley Act of 2002) が制定されました。

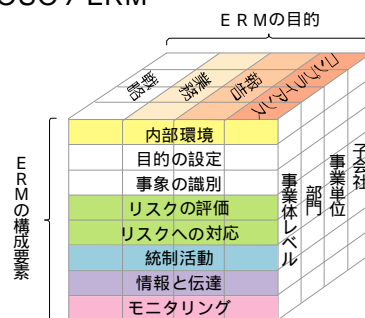
日本においても、2004年10月の西武鉄道事件を契機に、内部統制報告制度等の規制改革の必要性が高まり、J-SOX法 (日本版 SOX法) の導入検討が開始され、2006年5月施行の「会社法」において、大会社 (株式会社のうち資本金5億円以上または負債額200億円以上の会社) の取締役会に対して「内部統制」関連事項についての決定が求められるとともに、2006年6月施行の「金融商品取引法」において、上場会社に対し2008年4月以降に開始される事業年度からの「内部統制報告書」の提出が求められるようになりました。

2. 内部統制の目的と構成要素

上述の SOX法および J-SOX法は、ともに COSO による一連の活動成果に強く影響を受けています。特に2004年9月に最終報告書が公表された全社的なリスクマネジメント (ERM: Enterprise Risk Management) では、リスクおよびリスクマネジメントの問題をより広く全社的な問題として捉えるとともに、内部統制を ERM の必要不可欠な部分であると捉え、事業体の目的と ERM

の必要構成要素について、図1(1)に示す4つの目的 (縦の列) と8つの構成要素 (横の列) で構成されるとして (一般に COSO キューブと称される。) また、図1(2)に示す日本の内部統制では、COSO キューブを日本の内部統制の目的と基本的要素に合わせて改訂がなされています。

(1) COSO / ERM



(2) 日本版内部統制

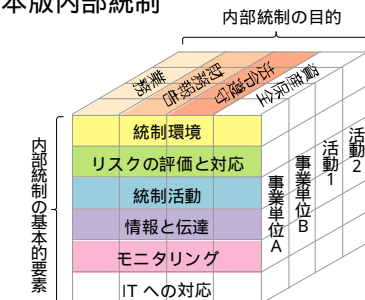


図1: ERM / 日本版内部統制の目的と構成要素の関係

3. NSRIの取組み方針

現在、上場企業では、監査法人等との協働により、2008年4月以降の事業年度の「内部統制報告書」の基礎的枠組みの検討・作成が急務となっております。

NSRIでは、「内部統制報告書」は上場企業の監査対象資料として、今後とも継続的に取組みが必要であり、経

営戦略の立案に繋がる質的向上が図られるものと判断し、**図1(2)**の内部統制の目的：「資産保全」(COSO/ERMでは業務に包含されるとしている。)に着目したコンサルティングサービスの展開を目指しています。具体的には、COSOの提唱するリスクマネジメントの一環として、企業が保有する資産(有形固定資産/CRE: Corporate Real Estate)を対象に、資産価値の維持向上、生産性の維持向上並びに災害時の事業継続性の確保等を目的として、企業保有資産の戦略的マネジメント策を検討し、内部統制監査対象の内部統制報告書の一環として、より効率的な経営戦略の立案に資する資産管理計画書の策定を行うものです(図2参照)。

4. 今後の展開に向けて

今回のビジネスモデルは、日建設計グループが有する都市・建築・土木の設計監理を通じて蓄積した技術およびノウハウを最大限活用可能なスキームとなっており、今後ともグループ各社の専門性を活かした協働可能な展開を図って行きたいと考えています。

モデルの適用対象 (有形固定資産/CREを営業基盤としている企業) 事業所ビル、店舗・量販店、工場・物流施設、公共施設、インフラ系施設、鉄道駅舎、学校法人、病院、ホテル、金融機関 など

(八木陽一/川除隆広)

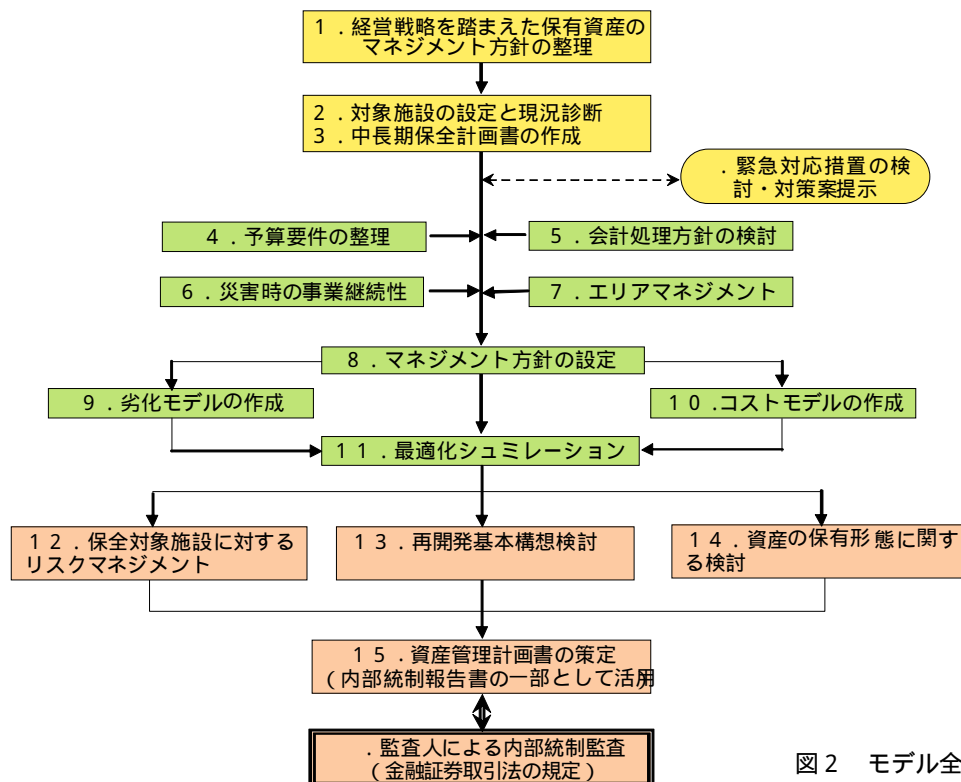


図2 モデル全体フロー

内部統制 (internal control)

内部統制とは、会社自らが業務の適正を確保するための体制を構築していくシステムを指す。従来は財務会計分野からの視点でのみ語られていたが、昨今では、コンプライアンスや経営方針・業務ルールの遵守、リスクマネジメントなどより広い範囲が対象となっている。

日本では、会社法において取締役/取締役会に内部統制システム構築の義務を課しており、証券取引法の抜本改正となる金融商品取引法(日本版SOX法)において、2009年3月期の決算から上場企業に内部統制報告書の提出・公認会計士によるチェックが義務付けられている。

定期配信をご希望の方

定期配信を御希望の方は、下記メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

(chihiro.kimura@nikken.co.jp 担当: 木村千博)

編集後記

社内研修を受けて参りました。内外講師による研修内容はさることながら、普段は接点のない様々な所属、年代の人たちと知り合い、大変良い刺激を受けた二日間でした。キャリア(自己実現、自己表現)の80%は偶然に左右されるとのこと、妙に心に残る一言でした。(K)